

「自動車点検基準」(省令)のホイール・ボルトに係る改正箇所

○自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)を対象として、以下の改正を平成19年4月1日施行。

(日常点検基準)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。)第四十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車 別表第一
- 二 (略)

(定期点検基準)

第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車 別表第三
- 二～四 (略)

別表第一 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点検箇所	点検内容
(略)	(略)
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 ※4 溝の深さが十分であること。
(略)	(略)

「ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。」を追加規定。

別表第三 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	(*2)1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (*2)3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	1 リム、サイド・リング及びホイール・ディスクの損傷 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
(略)	(略)	(略)	(略)

「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」を追加規定。

告示のホイール・ボルトに係る改正箇所

○自動車の点検及び整備に関する手引(平成 12 年運輸省告示第 162 号)

2 日常点検の実施の方法 (略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の周りからの点検	タイヤ	空気圧 (略)
		亀裂、損傷 (略)
		異状な摩耗 (略)
		※溝の深さ (略)
(略)	(略)	(略)

大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)を対象として、以下の改正を平成19年4月1日施行。

●日常点検項目として「**取付けの状態**」を追加規定。
●当該点検の実施の方法として、**ホイール・ナットの脱落・緩み、ホイール・ボルト折損等に関する目視点検及びハンマなどによる点検**を規定。また、**タイヤ交換の際には規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等**を規定。

3 定期点検の実施の方法 (略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	タイヤの状態	(略)	(略)	(略)	(略)
		ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	1年距離	6月	6月	3月
	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

●3月点検の実施方法に、**規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等**を追加規定。

●12月点検の項目として「**ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷**」を追加規定。
●実施方法として、**ディスク・ホイールを取り外してホイール・ボルトの亀裂、損傷等を点検すること、ディスク・ホイールを取り付ける際は規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等**を規定。

4 整備の実施の方法 (略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	(1)~(6) (略)	(1)、(2) (略)
		(7) タイヤががたつかない程度までナットを締め付けます。このとき、ナットのとがっている方のテーパ部とディスク・ホイール孔のシート部が平均に当たるように締め付けます。 (8)~(10) (略)	(3) 締め付けるときは、レン足で踏んだり、パイプなど用して必要以上に締め付けてください。 (4)~(6) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

●タイヤ交換時の注意事項において、**ディスク・ホイールを取り付ける際は規定トルクでホイール・ナットを締め付けること、ディスク・ホイールの種類に合ったホイール・ボルトとホイール・ナットを使用すること(誤組みしないこと)等**を追加規定。